

○厚生労働省告示第三百九十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害及び程度（昭和六十三年厚生省告示第二百二十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年七月一日から適用する。ただし、平成三十四年六月三十日までに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請をした者についての同項の規定による指定に係るこの告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度本則の表（注一）、（注三）、（注五）及び（注六）の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは「であることが望ましい」とする。

平成三十年十一月二十日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>厚生労働大臣の定める精神障害</p>	<p>厚生労働大臣の定める程度</p>	<p>厚生労働大臣の定める精神障害</p>	<p>厚生労働大臣の定める程度</p>
<p>症状性を含む器質性精神障害</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法律」という。）第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）又は法第三十三条第一項若しくは第三項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）につき一例以上</p>	<p>統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害（老年期認知症を除く。）又は老年期認知症のいずれか</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法律」という。）第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により入院している者（以下「医療観察法入院対象者」という。）につき一例以上</p>
<p>気分（感情）障害 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害</p>	<p>措置入院者又は医療保護入院者につき一例以上</p>	<p>躁うつ病圏</p>	<p>措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p>
<p>精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）</p>	<p>措置入院者又は医療保護入院者につき一例以上</p>	<p>統合失調症圏</p>	<p>措置入院者、法第三十三条第一項又は第三項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）又は医療観察法入院対象者につき二例以上</p>
<p>気分（感情）障害</p>	<p>措置入院者又は医療保護入院者につき一例以上</p>	<p>中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）</p>	<p>措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p>

<p>次の各号に掲げる精神障害のうちいずれか</p> <p>一 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害</p> <p>二 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群</p> <p>三 成人の人格及び行動の障害</p> <p>四 知的障害（精神遅滞）</p> <p>五 心理的発達の障害</p> <p>六 小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</p>	<p>者につき一例以上</p> <p>措置入院者又は医療保護入院者につき一例以上</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(注一) この表に定める精神障害及び程度の診断又は治療に従事した経験（以下「経験」という。）のうち一例以上は、措置入院者に係るものとする。</p> <p>(注二) この表に定める経験のうち一例以上は、医療保護入院者に係るものとする。</p> <p>(注三) この表に定める経験のうち医療保護入院者につき一例以上は、法第十八条第一項の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）が、当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は</p>	<p>(削る)</p>

<p>るものに限る。）</p> <p>児童・思春期精神障害</p>	<p>又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p> <p>自ら入院した精神障害者、措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p>
<p>症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）</p> <p>老年期認知症</p>	<p>措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p> <p>措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者につき一例以上</p>
<p>(注) この表において「児童・思春期精神障害」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の精神障害をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>治療に従事したものであり、かつ、当該医療保護入院者に係る法第三十三条第一項第一号又は第三十四条第一項の規定による指定医の診察に立ち会ったものとする。</p>	<p>(注四) この表に定める経験は、全て、申請者が申請前七年以内に従事したものとす。</p>	<p>(注五) この表に定める経験のうち一例以上は、申請者が申請前一年以内に従事したものとす。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(注六) この表に定める経験のうち二例以上は、申請者が申請をした日の一年前の日より前に従事したものとす。</p>	<p>(注七) この表に定める経験のうち一例以上は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者に係るものであることが望ましい。</p>	<p>(注八) この表に定める経験のうち一例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該者に対して法第二十条の入院による治療を行ったものであることが望ましい。</p>	<p>(注九) この表に定める経験のうち一例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該者に対して通院による治療を行ったものであることが望ましい。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
---	---	--	---	--	--	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------